

苫小牧市立清水小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び事案対処が重要である。

また、こうした取組を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。さらに、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの防止

児童（生徒）は、いじめが行われなくなるように取り組む。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童（生徒）が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見及び事案対処に取り組む。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) 児童（生徒）が心豊かに生活できる環境づくりに努める。

(2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見及び事案対処を組織的に推進する。

(3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童（生徒）一人一人の実態の把握に努める。

(4) 児童（生徒）がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。

(5) 校区の中学校（小学校）や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。

(6) 本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校便り等で情報発信

し、いじめの防止の啓発に努める。

- (7) 本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・学年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、年度途中の転入等の場合も、同様に当該児童（生徒）及びその保護者に説明し、周知徹底を図る。

3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、ブロック（学年）代表、こども支援コーディネーター、養護教諭、（苫小牧市スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、警察経験者、児童指導員又は児童福祉司、保護者、弁護士、医師等）

② 開催

(ア) 月1回を定例会とする。

(イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。

③ 役割

(ア) 本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正を行う。

(イ) いじめの相談・通報の窓口となる。

(ウ) 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、「本委員会（例）」で情報共有する。

(エ) 的確にいじめの疑いに関する情報の共有を行い、いじめの有無の確認をする。

(オ) いじめに対して組織的に指導・支援体制を組む。

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施

アンケート調査の取扱いについては平成28年4月26日付け苫教指第58号通知「いじめに係るアンケート調査の調査票等の保管について」に基づき保管する。

(3) いじめの相談体制の整備

① 定期的な教育相談の設定

② スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用

③ いじめ相談電話等の公共相談機関の周知

④（心の教室相談員の活用）

(4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

児童（生徒）及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

(6) いじめ（事案）の具体的な対応

① いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある

場合は、速やかに事実の確認を行う。

- ②いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童（生徒）とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童（生徒）への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ③いじめを受けた児童（生徒）が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童（生徒）をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
 - ④いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童（生徒）の保護者及びいじめを行った児童（生徒）の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
 - ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苫小牧警察署等と連携して対処する。
- (7) 重大事案への対処
- 児童（生徒）の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。
- ①重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。
 - ②当該事態の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける。
 - ③当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
 - ④調査結果については、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ⑤調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

- (1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。
 - ①校内研修の取組
 - ②いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
 - ③いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組
- (2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。
- (3) PDCAサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。
- (4) 国、道及び市の基本方針見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる。

清水小学校いじめ防止全体計画

学校目標

未来を創造する清水の子の育成 学びを広げる子 思いやりあふれる子 たくましさみなぎる子



学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。
- ◎ いじめを絶対に見逃さない。
- ◎ 教職員、児童、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。

年間活動計画

4月：年間計画作成 1月：活動評価（学校評価内でも実施） 2月：次年度計画



いじめ防止対策委員会

定例会：月1回（年12回）

臨時会：いじめ認知時



学年部会（学年経営・学級経営）

支持的風土のある学年

複数の教員による生徒観察と情報の共有



未 然 防 止	早 期 発 見	事 案 対 処
<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットモラル授業（総合） ・ 各種集会、給食交流等の取組（児童） ・ 道徳の時間 ・ いじめ問題学習会（学級） ・ 懇談会でのいじめ取組説明 ・ 学校便り等での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な調査（年2回） ・ 年2回いじめアンケート ・ 学期1回の教育相談 ・ いじめ相談電話の周知 ・ いじめ相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年部会で事実関係把握 ・ いじめ問題へのケア ・ 事実関係の把握（担任等） ・ 保護者との連携 ・ 情報の適切な記録・周知 ・ 報告、連絡、相談の徹底



重大事態発生

事実関係の把握・情報の収集及び記録

学校全体での事態の分析・判断

教育委員会への報告

調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童の心情に留意】

犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携

継続的な支援・観察

清水小学校 いじめ防止年間計画

月	学校・対策委員会	学年・学級
4	いじめ防止基本方針作成（見直し）【対】 いじめ防止年間計画作成【対】	学年、学級開き
5	第1回いじめアンケート【生】	
6	いじめ調査【対・生】 学校教育力向上エリア健康環境部会（情報交換） 苫小牧市いじめサミット参加	教育相談週間
7	「ほっと」実施（5，6年）	懇談会での取組説明
8	こども支援研修会【研修】 「ほっと」の検証【対】	
9		個人懇談週間
10		
11	第2回いじめアンケート【生】 いじめ調査【対・生】 いじめに関する集会活動（なかよし集会）【児童会】 学校教育力向上エリア健康環境部会（情報交換）	教育相談週間
12		懇談会での情報収集
1	いじめ防止取組状況評価【対】 学校評価【管理職】	
2		懇談会での情報収集
3	次年度改善方針決定【対】 なやみアンケート実施	

※【対】対策委員会、【生】生徒指導部

いじめ対処プラン

内容	対応者	対処内容	目処
被害児童のケア	担任 養護教諭	教育相談の実施	いじめ発覚後 3ヶ月程度
被害児童の保護者対応	学年主任 担任	支援計画の説明、加害児童の 状況報告	いじめ発覚後 1週間以内
加害児童の指導・支援	指導部長 担任	いじめの非に気づかせ、謝罪 の気持ちを醸成させる指導	いじめ発覚後 1週間以内
加害児童の保護者対応	学年主任 担任	指導・支援計画の説明と被害 児童の状況報告	いじめ発覚後 1週間以内
周囲児童の指導・支援	学年団 指導部 担任	傍観やはやし立ては許され ず、教師に知らせる指導	いじめ発覚後 1週間以内
周囲児童の保護者対応	学年団 指導部 担任	個人情報に留意し、今後の対 応に協力を求める（通信活用）	いじめ発覚後 1週間以内